

フランス1791年憲法における選挙制度（一）

伊 藤 良 弘

目 次

- 一 はじめに
- 二 制憲議会内諸政派と民衆運動
- 三 制憲過程の分析
 - 1. 中道左派主導期（以上本号）
 - 2. フィアン派（中道左派＝左派）主導期
- 四 1791年憲法における選挙制度

一 はじめに

フランス革命は、国家権力の階級的帰属をめぐる政治的＝イデオロギー的闘争が他の如何なる市民革命よりも徹底して展開された点で、「典型的な市民革命」の名に相応しい内実を持っている⁽¹⁾。そこでは、特権階級、ブルジョアジー、民衆⁽²⁾がそれぞれ独自の主権論（君主主権論、国民主権論、人民主権論）を掲げて対立し、これら諸階級間の政治的＝イデオロギー的対立・決済として革命が展開されているのである⁽³⁾。とりわけ、(i)民衆の側が「人民主権」(souveraineté populaire, souveraineté du peuple) というブルジョアジーの掲げる「国民主権」(souveraineté nationale, souveraineté de la nation) とは構造的・機能的に異質の主権原理を掲げて登場しているという点⁽⁴⁾、しかも、(ii) 主権論レヴェルにおけるこの両者間の対立が選挙権論レヴェルにおいてはより具体化されて、前者における「選挙権権利説」(théorie de l'électorat-droit) と後者における「選挙権公務説」(théorie de l'électorat-fonction) となって現われている点⁽⁵⁾、さらにこのことから、(iii)ブルジョアジーの側が

同じく「選挙権公務説」を民衆の掲げる「選挙権権利説」に対置する場合であっても、様々な選挙制度を以て対応することを余儀なくされている点⁽⁶⁾、は注目に値する。

このような特色を兼ね備えながら展開された諸階級間の政治的＝イデオロギー的闘争の決着として制定されたフランス革命期の諸憲法⁽⁷⁾のうち、まず1791年憲法においては如何なる選挙制度が確立して来ることになるのか。本稿は、この点について、とくに最高機関の地位を占める一院制の立法国民議会 (Assemblée Nationale législative)⁽⁸⁾に焦点を絞り、制憲過程の分析を通じて解明しようとするものである。

(注)

- (1) ここでは、封建的生産関係の廃棄とブルジョア的生産関係の法認も同時に課題となるが、原理的に言えば社会＝経済的変革とは別個の問題としての政治的変革レベルにおける封建的支配関係の廃棄とブルジョアの支配関係の確立の問題を前者の問題に一元的に解消することは許されないであろう。「ブルジョア革命も政治革命の1つとして、何よりもまず国家権力の変革をはかるものであり、革命によって樹立された国家権力の形態がブルジョア支配に適合したものか否かが、具体的に検討されなければならない」(原口清『日本近代国家の形成』1968年、p. 5)ということである。このような観点からすれば、専ら農民解放＝土地問題の解決の仕方という社会＝経済史的観点から「フランス革命の構造」を「封建土地貴族と上層市民＝前期的資本家層」対「中小生産者層・農民層」の対立、所謂「近代化をめぐる2つの体系」によって理解しようとする通説的見解(高橋幸八郎『市民革命の構造(増補版)』1973年)には特に疑問が沸かざるを得ないし、現に多くの疑問が投げかけられている(この点については、井上すず『ジャコバン独裁の政治構造』1972年、第1部；杉原泰雄『国民主権の研究』1971年、p. 54以下参照)。この疑問は、本稿の対象とする1791年憲法に即して言えば、これを「上からの近代化」を志向するフィアン派(Feuillants)の下に制定された「プロシャ型の絶対主義的な所謂外見の立憲主義 Scheinkonstitutionalismus に帰着する憲法」(高橋・前掲書、p. 26)として把握することに対するものであるが、本稿ではさしあたり上述の観点からする疑問を踏まえ、「フランス革命の構造」については、これを「反革命派——議会ブルジョア——民衆運動」の三巴の対立によって把握し、1791年憲法については、これを「下からの近代化」によるブルジョア的憲法として理解して稿を進めたい(1791年憲法の本質については、これと対比しつつスペイン1812年憲法を「上からの近代化」の表明とするマルクス「スペインの革命」[『マル・エン全集』1976年、所収]が極めて示唆的である)。

- (2) これらについては、柴田三千雄『パブーフの陰謀』1968年、pp. 8—10参照。
- (3) 杉原・前掲書、pp. 37—38。
- (4) 同上書、pp. 142—182 および p. 273 以下。
- (5) 辻村みよ子「フランス革命期の選挙権論——主権理論との交錯——」（『一橋論叢』第78巻第6号）。
- (6) 例えば本稿の課題との関連で言えば、中道右派、中道左派、フィアン派（中道左派＝左派）は、同じく「国民主権」論＝「選挙権公務説」をとりながらも、民衆運動への対応上、それぞれ別異の選挙制度を構想・展開している。
- (7) 1791年憲法、1793年憲法、1795年憲法。
- (8) 樋口陽一『比較憲法』1977年、pp. 56—64。なお、1791年憲法の正文については、樋口・稲本・高橋・島田『1791年憲法の資料的研究』1972年、pp. 24—81参照。

二 制憲議会内諸党派と民衆運動

1789年7月9日に成立した憲法制定国民議会 (l'Assemblée Nationale Constituante)——以下、制憲議会と呼ぶ——は、以後1791年9月30日の使命終了宣言に至るまで憲法制定に携わることになるが、約1,200名の議員の所属党派としては、以下のようなものがあつた⁽¹⁾——(a)極右派 (b)右派 (c)中道右派 (王党派 Monarchiens または中正派 Impartiaux) (d)中道左派 (立憲派 Constitutionnels) (e)左派 (三頭派 Triumvirat) (f)極左派 (g)ミラボー伯爵 (comte de Mirabeau) 一人派。

以上のうち、(a)極右派および(b)右派は、多かれ少なかれ旧体制を維持するという点ではその立場を共有しており、そのために、「一方では自由主義的な憲法として、旧制度と専制の廃墟の上に国民の主権を打ち立て、他方ではブルジョア的な憲法として、もてる階級の支配を確保している⁽²⁾」1791年憲法の制定作業には何ら主導的な役割は果し得ておらず、その意味では殆ど顧慮に値しない存在である。

また、(c)中道右派は、モンテスキューの政治思想の影響を強く受けながら、ともかく「国民主権」論をとり、1789年7月14日（バスチーユ攻略の日）発足の第一次憲法起草委員会 (le premier comité de constitution) においては、わずか30名程の小党派ながらそのメンバー8名中5名を占め⁽³⁾、制憲作業の主

導権を握っていた。しかし、彼らは民衆運動を恐怖して次第に反動化する⁽⁴⁾。そして1789年8月末以降は革命戦線から決定的に離脱し、(a)(b)と連合して国王と制憲議会とを民衆運動の圧力から隔離するために移転しようとする⁽⁵⁾。また委員会を通じては、国王の絶対的拒否権と二院制とを強固に主張して行くことになる。だが、民衆運動の介入がそれを許さず⁽⁶⁾、9月10日、11日、両案が否決されると、彼らは制憲作業における主導権を失って、9月15日には、(d)のメンバーが大多数を占める第二次憲法起草委員会が発足することになる⁽⁷⁾。

総じて、後述する(f)(g)もそうであるが、(a)(b)(c)は1791年憲法の直接的な制定主体たり得なかった。選挙制度に限って見ても、(a)(b)はもとより、初期に独自の構想を展開した(e)も、その主張が1791年憲法に構造的に盛り込まれることはなかったのである⁽⁸⁾。

ところが、これらの諸政派とは裏腹に、(c)脱落后の制憲作業を主導した(d)中道左派こそは、「事実上の制憲議会」と称すべきものであった。この政派は、上中層ブルジョアジーの見解を王党派より忠実に表明し、「極左の議員連からは自己の穏健な見解を擁護し、右翼のグループからは自己の自由主義を擁護した」が故に、「王党派以上に広範な影響力を発揮した」のである⁽⁹⁾。このことはさながら制憲作業の進展状況をも予測させるものであった。「1789年から1791年における国民主権の観念の発展を特徴づける著しい展開は、国王とその大臣を一方とし、人民を他方とするこの両者に対する二重の恐怖に少なからず由来するもの⁽¹⁰⁾」となるのである。ただし、この政派も、1790年夏以降は民衆運動の進展に対して政策的に行き詰まりを感じ始めて(e)の抱き込みを図るようになり⁽¹¹⁾、年が明けて民衆運動が一層進展すると、7月16日にはジャコバン・クラブ (Club des Jacobins) を(e)と共に脱退してファイアン派を結成している。

このことは、(e)左派がその政見において(d)との間にさして大きな相違点を持っていなかったことを窺わせる。たしかに、とりわけ1790年夏以前においては、(e)は(d)から相対的に独立した政見を持っていた。例えば、後に紹介するように、この政派のデュボールは、1789年9月29日の第二次憲法起草委員会案に反対して、同年10月22日、二重間接普通選挙を人権宣言の名において主張していた。また、1790年5月の宣戦・講和権をめぐる両派の論争は、余りにも有名

である⁽¹²⁾。しかし、「実のところ、彼らをル・シャブリエとかトゥーレ〔の中道左派〕と分つものは、ただその習慣、個人的な反感、ある種の派閥心（*esprit de coterie*）に過ぎなかった⁽¹³⁾。」このため、上に述べたように、この政派は、民衆運動の進展を踏まえての1790年夏以降の中道左派の系統的働きかけを受けて、同派に接近し、そしてそれとは裏腹に民衆運動からの離反、民衆運動への敵対を深めて行くことになるのである。

これに比して、(f)極左派は、組織的にはほぼフィアン派脱退後のジャコバン・クラブに相当するもので、後になるとジロンダン（*Girondins*）として分離・独立して行くはずの分子も含まれているが、この時点においては、「反革命勢力の強さとそれを阻止する力としての民衆のエネルギーとを冷静に評価して、簡単には民衆と全面的な敵対関係に入らず、民衆との共闘を可能な限り進めようとした進歩的ブルジョアジーのグループ⁽¹⁴⁾」と規定される。具体的には、人民主権を一応は肯定し、それを示唆する人権宣言⁽¹⁵⁾に依拠してその実施を求める姿勢を示し、当然のこととして一院制・普通選挙制を要求し、行政権・司法権の立法権への全面的従属を打ち出していた。

最後に、以上の何れの政派にも属することがなかった(g)ミラボー伯爵は、一方で、「確固たる政策を持っていたとは言えない。切迫した情勢に自己の見解を合わせており、やや無節操であった⁽¹⁶⁾」との評価も下されているが、大まかには、人権宣言制定を境にして反王権から王権擁護へと態度を転換している⁽¹⁷⁾。このような点を捉えて、「本質的には、一方の足を議会に置き、他方の足を宮廷に置く日和見主義者であった⁽¹⁸⁾」との評価がきつすぎるというのであれば、やはりそれは、立憲君主制論者としての彼の政治的対応として理解されなければならないだろう。

さて、以上のような制憲議会の構成ならびにそこにおける主導的政派の交代を踏まえるならば、制憲過程については、選挙法制に関するそれを含めて以下のように3段階に分けることが合理的であろう。

I. 第一次憲法起草委員会を通じての中道右派主導の時期（1789年7月14日～1789年9月15日）

II. 第二次憲法起草委員会を通じての中道左派主導の時期（1789年9月15日

～1790年9月23日)

Ⅲ. 第二次憲法起草委員会＝審査委員会を通じてのフィアン派（中道左派＝左派）主導の時期（1790年9月23日～1791年9月30日）

しかし、先にも触れたように、Ⅰの段階は、1791年憲法とは直接の関連性を持たないので、本稿では、約1年ずつほぼ2年に亘るⅡ、Ⅲの段階にその分析対象を限定したい。

さて、このような主導的政派の交代を招いたのが、民衆運動の進行であったとするなら、その点でⅡとⅢとの間に如何なる相違があったのか、を明らかにしておかねばなるまい。

まず、Ⅱは、ブルジョア革命の戦略的観点からは、8月5日～11日のデクレ、「人権宣言」（「旧体制の死亡証書⁽¹⁹⁾」）の裁可を王権に結集した特権階級が未だ拒み得、しかもその裁可自体を無用とする程には制憲議会に結集したブルジョアジーの政治的支配が固まっていなかった過渡期の二重権力状態を脱け出して、ブルジョアジーが政治的支配の実権を掌握し、これを確立せんとして反革命の余燼消えやらぬ中で制憲作業の進捗を図って行く過程⁽²⁰⁾と考えられる。そして、この過程で、上記デクレ・宣言の制定においても（パスチエウ攻略、「大恐怖」）、また二重権力状態の打破においても（十月事件）、重要な役割を果たしたのが民衆運動の介入であったことは、否定できない事実である。しかし、この段階では、民衆は、ブルジョアジーと違って「経済階級」から「政治階級」への主体的転成を遂げていなかったことはもちろん⁽²¹⁾、「経済階級」としての自律的組織化・団結さえ満足に達成していなかった⁽²²⁾。このため、民衆は、パンを求める経済闘争は別として、政治闘争においては、議会ブルジョアジーの嚮導下にあり、独自の要求を打ち出すことは殆どできなかった。逆に言えば、「運動は未だ組織に定着するに至らず、依然として騒擾的な民衆の怒りの短期的暴発という様相を呈していた⁽²³⁾」のであり、それ故に、「このような混乱を背景としてブルジョアは、民衆の秩序破壊のエネルギーを自己の目的に利用し、運動が組織的持続性を持たないがために、彼らは容易に事態を收拾するのである⁽²⁴⁾。」1790年7月14日の全国連盟祭は、まさにこのような状態にあった両者間の協調と国威発揚の1つの頂点をなすものだった。

しかし、Ⅲの段階に入ると、若干の経済的余裕を踏まえ⁽²⁵⁾、続々と結成される民衆協会を通じての政治教育の中で、民衆は次第に政治問題に対して関心を向けるようになる⁽²⁶⁾。とりわけ、後に紹介するように、1791年に入るとその動きはとみに活発化して来る。このような段階における民衆の政治意識を過大評価するのが誤りであるとしても、「民衆の主体的政治参加への道が開けつつあった⁽²⁷⁾」という点で、この段階はⅡとは別段階を構成していると考えられるだろう。

（注）

- (1) E. Thompson, *Popular sovereignty and the French Constituent Assembly 1789—91*, 1952, p. 8 ff.; A. Aulard, *Les orateurs de la Révolution : l'Assemblée Constituante*, 1905, p. 56 et s. および主として前者に依拠する杉原・前掲書, p. 203 以下参照。
- (2) A・ソブール『フランス革命（上）』（小場瀬・渡辺訳・1972年）p. 133.
- (3) Mounier, Clermont-Tonnerre, Lally-Tollendal, Champion de Cicé, Bergasse である。他の3名は, Talleyrand-Périgord, Sieyès, Le Chapelier で、何れも中道左派に属する。Archives Parlementaires, 1ère série, t. 8 (以下, A. P., I. s., t. 8), pp. 231—232.
- (4) Aulard, *op. cit.*, p. 327.
- (5) A. Mathiez, *Étude critique sur les journées des 5 et 6 octobre 1789*, *Revue historique*, t. 67, 1898, pp. 269—274. この試みは国王の拒絶で無に帰した。
- (6) Thompson, *op. cit.*, pp. 24, 45—46, 53—54 およびそれに依拠する杉原・前掲書, pp. 235—237 参照。
- (7) P. Bastid, *Sieyès et sa pensée*, 1970, p. 88; A. P., I. s., t. 8, p. 641. メンバーは, Thouret, シェイエス, Target, タレイラン・ペリゴール, Desmeuniers, Saint-Étienne, ル・シャプリエ, ラリー・トランダルで、最後の者を除き、すべて中道左派に属する。なお、最初中道左派の Tronchet が選ばれたが、就任を辞退し、次点のベルガスもそうしたため、ラリー・トランダルが繰上げ当選となった。もつとも彼も、十月事件を契機にムーニエ、ベルガスらと共に議員を辞任する。
- (8) 中道右派の選挙制度構想については、三輪隆「1789年の権利宣言における政治的権利（その2）」（『早稲田法学会誌』第27巻・1976年）pp. 272-277 参照。
- (9) 以上, Thompson, *op. cit.*, p. 13, 具体的には, 杉原・前掲書, pp. 206—207 参照。
- (10) Thompson, *op. cit.*, p. 24.
- (11) この頃の中道左派系の新聞には、後のフィアン派の綱領と本質的に同じものが既に現われている。1790年9月23日、第二次憲法起草委員会の提案で、制憲作業を

促進するために、同委員会と協力して制憲議会在が制定した全デクレの検討、憲法典の構成要素となるべき部分の抽出・編纂に携わる審査委員会 (le comité de revision) の創設が議決されているが (A. P., I. s., t. 19, p. 147), その成員7名の構成が、中道左派1名 (Beaumetz), 左派3名 (三頭: Duport, Barnave, Alexandre de Lameth), 極左派2名 (Petion, Buzot), 中道右派1名 (クレルモン・トネール) であった点も、このような背景において捉えるべきだろう。以上については, G. Michon, *Histoire du Parti Feuillant: Adrien Duport (1789—1792)*, 1924, pp. 79—81参照。

- (12) Ibid., pp. 74—76.
- (13) Aulard, *op. cit.*, p. 461.
- (14) 杉原・前掲書, p. 208.
- (15) 同上書, p. 213 以下参照。
- (16) Thompson, *op. cit.*, p. 20.
- (17) 杉原・前掲書, p. 209 参照。
- (18) Thompson, *op. cit.*, p. 20.
- (19) G. ルフェーブル『1789年——フランス革命序論』(高橋・柴田・遅塚訳・1975年) p. 246; ソブール・前掲訳書, p. 109.
- (20) 以上の経緯については, 注(19)で挙げた2書のほか, Mathiez, *Étude critique sur les journées des 5 et 6 octobre 1789*, *Revue historique*, t. 67—69 (1898—1899); G・リュエデ『フランス革命と群衆』(前川・野口名・服部訳・1963年) p. 87 以下参照。
- (21) 柴田三千雄「フランス革命とブルジョアジー」(柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』1977年) pp. 91—92; 井上・前掲書, pp. 181, 183, 185—186; 杉原・前掲書, pp. 78, 84—85; C-H. Pouthas, *La Constituante et la classe ouvrière*, *Annales révolutionnaires*, t. 4, 1911, p. 153 et s. 参照。
- (22) G. M. Jaffé, *Le mouvement ouvrier à Paris pendant la Révolution française (1789—1791)*, 1927, pp. 36, 71—72, 171—172.
- (23)(24) 井上・前掲書, p. 91.
- (25) Jaffé, *op. cit.*, p. 89 et s.
- (26) Pouthas, *op. cit.*, p. 174 et s.
- (27) 井上・前掲書, p. 103.

三 制憲過程の分析

1. 中道左派主導期

- (1) 1789年9月29日の憲法起草委員会報告⁽¹⁾

ここで、トゥーレにより選挙法制の大綱が示されたが、その要旨は以下の如くであった。

①パリ市を含む地域を除くフランス全土を可能な限り 18 里平方からなる 80 デパルトマン (département) に分ける (パリ市等は、それ自体 1 デパルトマンをなす)。

② 80 デパルトマンを各々さらに 6 里平方からなる 9 コミューン (commune) に分ける。

③これを各々さらに 2 里平方からなる 9 カントン (canton) に分ける。

④ 各カントンに第一次会 (assemblée primaire) を置く。

⑤フランス人口 2,600 万人の $\frac{1}{6}$ (440万人) に当る以下の者は、能動的市民 (citoyen actif) として、第一次会の参加資格を持つ。1°フランス人男子に生まれるかフランス人男子になっていること。2°成人であること。3°カントンに最低 1 年前から居住していること。4°地方価額で 3 労働日分の直接税を支払っていること。5°その時点で従属的な身分 (condition servile) にないこと。

⑥各カントンにおける第一次会の設置数は、各カントンにおける能動的市民の平均値 600 人を基準として (前後 300 人ずつの偏差を認める)、能動的市民 600 人ごとに 1 つを与える。但し、450 人未満のときは、設けない。

⑦カントン内の第一次会の数が複数になったときの各第一次会の有権者数は、可能な限り 600 人とする。但し、最小でも 450 人とする。

⑧「全代表制の基礎的要素」としての第一次会は、有権者数のみを考慮して、有権者数 200 人につき代表 1 人を選ぶ。

⑨この代表の被選挙資格は、⑤の 4°における 3 労働日分が 10 労働日分に引き上げられる。

⑩第一次会で選出された代表は、コミューンの主邑——コミューン会 (assemblée communale)——に集まり、デパルトマン会 (assemblée de département) への代表をコミューンの被選挙資格 (⑨と同じ) を持つ全市民の中から選出する。

⑪各デパルトマン会は、81 人のメンバーによって構成されるが、 $\frac{1}{3}$ ずつ、コミューンの能動的市民数、面積 (従って、コミューンごとに $81 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{9} = 3$ (人))、直接税総額に応じて定数配分される。

⑫各デパルトマン会から国民議会への代表 720 人も⑩⑪と「同様な手続で」選出される。但し、被選挙人がデパルトマンの被選挙資格を持つ全市民か全デパルトマンのそれか不明な点⁽²⁾、被選挙資格税額が銀 1 マール (約 50 リーブル) に引き上げられている点、能動的市民数ではなくて人口によって定数配分されている点、「名

望家の貴族制」(aristocratie des familles en credit) を避けるために再選は一議會を置いている点、が異なる。

(2) 能動的市民資格に関する審議

10月20日、22日、27日の3日が割かれた。

まず、10月20日の審議から⁽³⁾。

ここでは、右派のモンロージェ (Montlosier) がただ1人、委員会案に反対して、「すべての市民の権利を行使することが問題になっている場合には、国内ではすべての市民が能動的である」として、第一次会における家父長 (chef de famille)——既婚男子——選挙制を主張していた点が注目される。その所属政派からして、また第一次会における選挙権に限定していた点からして、「すべての市民の権利……」という「人民主権」にも通ずる力強い表現は割りきして考えなければなるまいが、「家父長選挙制」という奇異なものとはいえ、彼はともかくここで、無産者であっても「国家に人間を供給するが故に」、つまり *proletarius* であってもまさにそれ故に、第一次会における選挙権を認めることを要求していたからである⁽⁴⁾。ジョーレスは、十月事件で致命的打撃を蒙った議会の右翼が、危険な詭計をめぐらして多数の貧民を反動的御用選挙人とするよりは、教会財産問題や一身の安全に心を奪われており、モンロージェが「少しばかり変人で大した信用のない人物」であったが故に、これを以て右翼全体の策謀と考えることを戒めつつも、その計画が幾人かの心をよぎったであろうと認めている⁽⁵⁾。

それはともかく、彼の意見は委員のテムニエに一蹴されてしまい、続いて中道左派のルグラン (Legrand) が、委員会案にコメントを加え、「貧乏も1個の資格である」から課税額の如何を問わず市民の権利を認めるべきだ、として、あたかも1789年1月24日の国王の選挙規則における第三身分の選挙資格⁽⁶⁾を想起させる案を持ち出して委員会案を批判した。

しかし、委員会案に対する批判はこの程度に留まり、この日はまず第1条件が可決された。

次に、10月22日の審議について⁽⁷⁾。

まず、委員会から「満25歳になっていること」と具体化して提示された第2

条件が可決され、次いで第3条件について数多くの修正案が出されたが、中道左派ランジュイネ(Lanjuinais)、極左派デュボア・クランセ(Dubois-Crancé)のそれを容れて、住所は事実上のもので足りることが確認された。

さて、問題の第4条件であるが、削除を要求する意見は、4名に留った⁽⁸⁹⁾。

(a)中道左派グレゴワール(Grégoire)「富者の貴族政を恐れ、貧者の権利を主張する。そして第一次会の選挙人または被選挙人となるためには、良き市民たること、健全な判断力とフランス精神を持っていれば足りると考える。」グレゴワールは、「その政治的見解の多くは、立憲派のそれよりもむしろ左派のそれを代表していた⁽⁹⁰⁾」とされ、「彼以上に制限選挙制に反対したものはいなかった⁽¹⁰⁾」とさえいわれるが、それでいて、「その政治観が時代の要求に最も適合していると感じていたが故に、重要な問題についてはすべて彼のグループと共に投票するはずであった⁽¹¹⁾」という。

(b)左派デュポール「この条項は、自然の秩序において何の価値もない財産を問題にしている。それは人権宣言に反するものである。」しかし、彼は二重間接普通選挙を要求するに留まり、直接普通選挙は否認しているし、可能だとも考えていない⁽¹²⁾。「選挙の妥当性の保証」——「選挙の浄化」と「混乱した選挙の防止」——には、英米式の直接選挙の場合には制限選挙も合理的と認めた上で、既に我国では間接選挙を認める覚悟がなされたのであるからその目的は果たされていると考え、逆に憲法が「人民的基礎」を持つためには、間接選挙も二重までで、その場合には普通選挙制をとらなければならないと言っているのである。従って、ここでは「人民主権」は否認されていると考えられるが、にもかかわらず、人権宣言をひきあいに出して初めて明確に普通選挙を要求した点に、この時点における左派の独自性ともいうべきものが看取されよう。

(c)極左派ロベスピエール(Rebepierre)「非常に抽象的で形式のためにだけ戦ったかのよう⁽¹³⁾」だが、ともかく人権宣言を引き合いに出し「人民主権」論＝「選挙権権利説」に依拠して普通選挙制を要求していた点が注目される⁽¹⁴⁾。

(d)中道左派ドゥフェルモン(Defermon)「社会は有産者に従属すべきではない。さもなければ、貧者よりも少数者である富者の貴族政を生むことになるだろう。さらに、どうして貧者は、自己が制定に協力しなかった法律に服従し

得ようか。私は、この第4資格の削除を求める。」

他方、制限選挙制論者の側の修正案には、以下のようなものがあった。

(α)中道左派ビオーザ(Biauzat) 国民議会の被選挙資格と同様に銀の量目
で資格を定めることを要求し、銀1~2オンスとする⁽¹⁵⁾。

(β)中道左派デュポン(Dopunt) 選挙人の判断を尊重して被選挙人資格は
特に限定しないが、選挙人は、「地所・貧民救済等」に利害関係を持っている
「地主」に限定する。

両者は制限選挙は「人権宣言違反」との直前になされた批判(発言は、(b)
(α)(c)(β)の順)を無視している点で全く軌を一にしているが、特に(β)
が、第1に、段階は異なるが、選挙権の制限、被選挙権の無制約という発想に
おいて、第2に、「土地所有」を条件とすることによって、二重の意味で後述
するⅢの段階における改正を先取りしている点は、注目して良いであろう。

以上の修正案に対する委員のデュニエの応答は、以下の如くであった——(i)
貧乏人(乞食)を締め出しても、それは腐敗防止のための臨時的措置でしかない
し、かえって職人たちには競争の目標を与えることになる位である(Guizot!)。
(ii)銀量目によるより、地価と共に変動する労働日価値による方が正確である。

ジョーレスは、以上の「討論」を概観した上で、「制憲議会がさしてこの問
題を重視していないこと、その討論の少なさ・熱のなさ」に驚嘆し、「下層国
民」が「最高の民主主義者にとってさえ、生ける現実ではないようである」と
慨嘆している⁽¹⁶⁾が、正鵠を射た批評と言えよう。彼らにとっての「生ける現
実」は、ブルジョアジーの政治支配の確立であり、せいぜい被選挙資格を通じ
てのその階層如何が問題となっていたに過ぎなかったのである。しかし、この
問題に立ち入る前に、最後の第5条件に関する審議について触れておこう。

第5条件は、10月27日に審議された⁽¹⁷⁾。まず、9月5日段階では「人民主
権」論を展開していたベチオン⁽¹⁸⁾が、「従僕」(serviteur)と「使用人」(do-
mestiques)を区別し、前者のみを排除することの確認を求めた。ここには、
翌々日の「人民の旧弊・腐敗」を理由としての委員会案に対する同調と同じ態
度が既に現われている。10月22日デュニエ発言や、「国家の支配権の行使のた
めに必要であるような固有の自由で独立した意思」の欠如を理由として僕婢

(*serviteur à gages*) の排除を求めるこの日の中道左派バレール (*Barère*) 発言にも現われているように、革命的ブルジョアジーは、貧民等が「貴族・僧侶……の御用選挙人になってしまうことを恐れる若干の理由を実際に持っていたのである⁽¹⁹⁾。」既に見たモンロージェ提案には、その反面を読みとることができるだろう。しかし、それにしても、確たる理由も示さずに委員会案に同調した点には、極左派の非民衆性を読みとることができよう。そしてペチオンにしてこうであれば、他は推して知るべしであった。第5条件に対する原理的反対は何もなく、結局、「奉公人の身分即ち奴婢の身分にないこと」という文体で委員会案は可決されてしまったのである⁽²⁰⁾。

(3) 被選挙資格に関する審議

まず、中間諸会 (コミュニケーション会・デパルトマン会) への被選挙資格については、10月28日、2名の反対意見だけで委員会案が通った⁽²¹⁾。

そして、翌29日に、いよいよ問題の国民議会への被選挙資格についての審議がなされた⁽²²⁾。

まず、極左派ペチオンが、人民の旧弊・腐敗を理由に委員会案に若干の必要性を認めつつ、能動的市民資格を要求することによって既に第一次会を「浄化」した以上は彼らを信頼すべきであるとして、削除を要求している。このような彼の人権宣言に対する不実な態度については、9月5日の徹底した「人民主権」論、この日の強行採決に対する登壇抗議から戦術的配慮によるものと見ることも、一見可能である。しかし、Ⅰ、Ⅱ両段階を通じて見られる極左派の原則的沈黙、抽象的で熱のない反論、さらには制限選挙への安易な同調⁽²³⁾を見るならば、ペチオンについてもむしろそのブルジョア性＝非民衆性をこそ指摘すべきものであろう。そしてかかる観点からすれば、9月5日の徹底した「人民主権」論は、「右翼連合」への対処のための民衆との共闘の必要性に由来するものと解すべきだし⁽²⁴⁾、この日の登壇抗議もそのような必要性と共に「それがブルジョアジー自身の多くの分子を傷つけた⁽²⁵⁾」という事実によって由来するものであり、後の点では彼と共に登壇抗議した中道左派のガラ (*Garat*) やグレゴワールと何ら選ぶところはないと言わねばならない。何れにしろ、この日の削除の要求は、ペチオンと、極左派プリュール (*Prieur*)、ミラボー伯爵の極めて短いそ

れに留まった。

逆に、右派カザレス (Cazales) は、^{フランスボリタ}世界市民としての商人と違って土地に緊縛された地主の防衛的見地から 1,200 リーブルもの土地所有を要求していたが、中道左派バレールによって「新しい貴族政」を確立しようとするものとして一蹴された。因みに、例えばブルターニュでは貴族の標準的な所領収入として 10,000~1,000 リーブルが確認されているが⁽²⁶⁾、ブルジョアジーは、原則としてせいぜい中流貴族に比肩し得る程度であった⁽²⁷⁾、と言われるから、封建制の廃止がさして大きな損害を貴族に与えなかったこの段階では⁽²⁸⁾、1,200 リーブルの土地所有の要求が如何なる意図によっていたかは、自明だろう。

バレールの批判は、カザレスだけに向けられたわけではなかった。彼は、ベチオン案をも「祖国にさして愛着もない者〔無産者〕に国家と税金を委ねる」ものと批判し、さりとて委員会案にも与せず、逆に「富者の貴族政」としてこれを排斥し、「芸術家・文学者・教育に献身する有用な人々、農業国の憲法では決して閑却されてはならぬ貴重不可欠な農民階級」を被選挙人から除外せぬために、「30労働日の地方価額の直接税納入」を対案として主張したが、これは全く無視された。バレール個人の想定値は別にして、前述したように1790年に入ると1労働日=10~20スー (0.5~1 リーブル) と決められているから、それによれば、30労働日=15~30リーブルとなり、彼の案に対する制憲議会の無視は、議会がそれでは少な過ぎると考えていたことを意味する。彼の案が部分的にせよ委員会案に容れられるには、Ⅲに入って8月12日を待たなければならぬのである。

しかし、制憲議会は、このバレールによって「富者の貴族政」と決めつけられた委員会案に留まることなく、併せて「何らかの土地所有権を有すること」をも要求する中道右派ピゾン・デュ・ガラ (Pison du Galand) の修正案を強行採決した。

旧税制の1790年末までの暫定的存続が決められており、そこでの直接税の9割近くが土地にかかるものであったことからすれば、銀1マール分の直接税納入者は原則として大土地所有者に限られ、付加条件はさして大きな意味は持たなかったとも言えるし、この事情は、著しく地租偏重的な新税制下においても

変らなかったはずである⁽²⁹⁾。しかし、先にも触れたように、「銀1マール即ち約50リーブルは、〔それ自体〕無産者のみならず、小地主の大多数およびブルジョア自身のかなりの部分をも議会から排除する税額だった⁽³⁰⁾。」普通選挙制論者と目される極左派のペチオンやブリュール、左派のシャルル・ド・ラメット、中道左派のグレゴワールのみならず、そうではないパレールやガラまでが委員会案や可決されたデクレに反対したのは、この観点から説明されよう。かくて彼らの抗議に徴して11月2日の再議決が約束され、実際にはその翌日それが行われたが、再議決の範囲如何をめぐって非常に混乱した議論が戦わされた後、遂に制憲議会は、「既に議会で決められたデクレは、正式にかつ決定的に可決されたとみなす」と決議してしまった⁽³¹⁾。

それが「ブルジョア自身多くの分子を傷つけた」以上、議会外でも反対がなかったわけではない。しかし、すべては遅きに失した。民衆もこの段階では殆ど普通選挙制に執着を持っていなかった⁽³²⁾。そこで民衆運動の指導者マラー(Marat)は言った。「重要なことは、人民を啓蒙しその権利を自覚させることである。そうすれば革命は必ず行われ、如何なる人力を以てしてもそれを阻止し得ないだろう⁽³³⁾」と。しかし、ともかく「正式にかつ決定的に可決された」はずのこのデクレが覆えるには、Ⅲ以降の段階を待たなければならないのである。

選挙制度に関する審議は、これ以降も続いて1789年12月22日＝1月x日デクレ⁽³⁴⁾となるが、その間の審議内容は、ここでは割愛せざるを得ない。

(注)

(1) A. P., I. s., t. 9, p. 202 et s.

(2) 1789年11月18日の委員会案は、後者を主張したが、前者に決った(A. P., I. s., t. 10, pp. 88—90).

(3) A. P., I. s., t. 9, p. 469 et s.

(4) これと対照的な発言として、Camille Desmoulins, cité par A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, 1926, p. 60 参照。

(5) J. Jaurès, Histoire socialiste de la Révolution française, t. 1, 1969, pp. 593—594.

(6) 正文については、J. B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État, t. 1, 1834, p. 13 et s., 解説に

- については、ルフェーブル・前掲訳書、pp. 82—88 参照。
- (7) A. P., I. s., t. 9, p. 478 et s.
- (8) もっとも、A. P. には記載されていないが、Aulard, op. cit., pp. 63 et 64 は、Le Hodey によりつつ、Noussitou という無名の議員の発言をも引用している。
- (9) Thompson, op. cit., p. 15.
- (10) Aulard, Les orateurs de la Révolution, p. 424.
- (11) Thompson, op. cit., pp. 15—16.
- (12) 同日の ANNEXE. また、Michon, op. cit., p. 115 も参照。
- (13) Jaurès, op. cit., p. 597.
- (14) 杉原・前掲書、p. 245 の全文和訳参照。
- (15) Jaurès, op. cit., p. 601 n. 28 によれば、約6～12リーブルとなり、後に議決されるように1労働日=0.5～1リーブルとすれば (Aulard, Histoire politique de la Révolution française, pp. 64—65), 委員会案は1.5～3リーブルとなるから、その約4倍ということになる。
- (16) Jaurès, op. cit., p. 598.
- (17) A. P., I. s., t. 9, p. 589 et s.
- (18) A. P., I. s., t. 8, p. 581 et s. 杉原・前掲書、p. 232 参照。
- (19) Jaurès, op. cit., pp. 614—615.
- (20) 能動的の市民資格については、この他に、この日のミラボー伯爵提案に従って破産者等の除外や公民宣誓が議決されており、それなりに興味を引くが割愛する。
- (21) 1789年11月16日、中間諸会は1段階のみと決った (A. P., I. s., t. 10, p. 69).
- (22) A. P., I. s., t. 9, p. 598 et s.
- (23) Jaurès, op. cit., p. 585 et s. 参照。
- (24) 杉原・前掲書、p. 223 参照。
- (25) Jaurès, op. cit., p. 605.
- (26) H・セー『フランスの社会構造——18世紀における』(宮崎洋訳・1971年) p. 98 参照。
- (27) ルッチスキー『革命前夜のフランス農民』(遠藤輝明訳・1968年) pp. 57—58 参照。
- (28) Jaurès, op. cit., pp. 460—461.
- (29) 以上については、森恒夫『フランス資本主義と租税』1967年、p. 55, 45, 70 参照。
- (30) Jaurès, op. cit., p. 601. この日のバレールによれば、「王国の住民の $\frac{2}{3}$ 」、ルスタロ (Loustalot) によれば、「国民の $\frac{2}{3}$ 」(Jaurès, op. cit., p. 610) ないし「国民の $\frac{3}{4}$ 」(Aulard, op. cit., p. 73) が被選挙権を奪われたというが、「王国の住民」ないし「国民」を「能動的の市民」と考えれば、これらの値も参考になろう。なお、能動的の市民は、1791年5月28日デクレによれば、4, 298, 360 人 (この値は、先のトゥーレ報告のそれにはほぼ合致する)、男子受動的の市民は、300万人といわれる (Aulard,

- op. cit., pp. 66, 79n. 1. また Jaurès, op. cit., p. 587 も参照)。
- (31) A. P., I. s., t. 9, p.654.
- (32) 議会外での反対闘争については, Jaurès, op. cit., p. 585 et s. ; Aulard, op. cit., p. 70 et s. 参照。
- (33) Jaurès, op. cit., p. 519.
- (34) 『1791年憲法の資料的研究』 p. 98 以下に訳文があるから, 参照されたい。

(筆者住所：国立市東 2-4 院生寮)